

## 生物多様性オフセットについて

### 1. 我が国における環境影響評価制度に基づく代償措置

#### (1) 関連制度

生物多様性オフセットについて、例えば「ビジネスと生物多様性オフセットプログラム」(後述)では、開発事業により引き起こされる生物多様性に対する悪影響を、それを低減するのに適切な措置を実施した後、それでもなお残存する悪影響を対象とした代償行為により得られる定量可能な保全の効果と定義している。

我が国の環境影響評価制度においては、環境影響評価法に基づく基本的事項及び主務省令において、環境保全措置の検討にあたっては、環境への影響を回避し、又は低減することを優先したうえで、必要に応じ代償措置の検討が行われる旨が規定されている。

#### ■ 環境影響評価法に基づく基本的事項（環境庁告示第八十七号）抜粋

##### 第三 環境保全措置指針に関する基本的事項

##### 二 環境保全措置の検討に当たっての留意事項

- (1) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響を回避し、又は低減することを優先するものとし、これらの検討結果を踏まえ、必要に応じ当該事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）の検討が行われるものとする。

#### (2) 代償措置の事例

我が国の環境影響評価においては、動物、植物の移設・移植・播種、事業実施区域内における生息環境等の整備の代償措置が検討されることが多いが、事業実施区域外における代償措置が検討されている場合も一部見られる。

生態系では、ある程度距離が離れたオフ・サイトでの代償措置が可能である場合でも、オン・サイトでの代償措置を実施している。一方、アウト・オブ・カインドの代償措置が実施される場合が見られ、代償面積は動物、植物と比べると、小さい場合が多くなっている（表1）。

表 1 我が国の環境影響評価における代償措置の例

	代償措置の種類	当該措置を採用した事例／保全対象／代償タイプ
動物、植物	保全対象種を生息・生育適地に移設・移植・播種する。	福岡県・大山ダム／希少植物を増殖させての移植／オン・サイト、イン・カインド
	保全対象種を生息・生育に適した環境を整備する。	沖縄県・新石垣空港／コウモリの生息・繁殖場の再生・創造／オン・サイト、イン・カインド
	保全対象種を生息・生育に適した環境を整備し、当該種を移設・移植・播種する。	沖縄県・新港地区／トカゲハゼ生息干潟の創出／オン・サイト、イン・カインド
生態系	生態系の注目種を生息・生育を復元する。	千葉県・成田新高速鉄道線／ヨシ原の造成／オン・サイト、イン・カインド
	生態系の注目種を生息・生育に適した環境を整備する。	愛知県・中部空港／藻場の基盤の岩礁帯の造成／オン・サイト、アウト・オブ・カインド

※代償措置のタイプは表2参照。

参考：代償措置のタイプ区分

代償措置は、事業実施区域との関係から、その実施する場所（位置）、種類、規模、時点（タイミング）等で、様々にタイプ区分されている（表2 参照）。

表2 代償措置のタイプ区分

区分の視点	タイプ区分	考え方
場所 (サイト)	オン・サイト	対象事業実施区域内もしくは隣接した場所で代償する。
	オフ・サイト	対象事業実施区域から離れた場所で代償する。
種類 (カインド)	イン・カインド	消失する対象と同じ種類で代償する。
	アウト・オブ・カインド	消失する対象と異なる種類で代償する。
規模 (サイズ)	セიმ・サイズ	消失する対象と同規模またはそれ以上の規模で代償する。
	レス・サイズ	消失する対象より規模を小さく代償する。
時点 (タイム)	オン・タイム	対象の消失と同じ時点かあるいはそれ以前に代償する。
	オフ・タイム	対象の消失より後に代償する。

注：平成22年度海外調査、Slootwegら(2010)等により、赤松・田中(2005)の表を改変

2. 諸外国の動向（詳細は別表参照）

(1) 環境影響評価制度と生物多様性オフセットの関係

1) 環境影響評価と代償措置の根拠法

- ・代償措置に関する内容が、環境影響評価法の法体系の中で位置づけられている場合（オーストラリア、フランス等）と別法によって位置づけられている場合（ドイツ、米国等）がある。
- ・影響評価の対象が重要な種・生息地に限られる場合（オーストラリア、フランス）と自然保護法等によって、一般的な種（生態系）を含む場合がある。（ドイツ、オランダ等）
- ・別法によって代償措置が規定されている場合、一般的な種（生態系）に関しては扱わない場合（例えば米国は、連邦政府としては湿地と重要種に限る）、これらを扱う場合（例えばドイツでは特別な保護の対象とはなっていないビオトープも扱う）がある。
- ・EUでは1979年の鳥類指令 (Birds Directive) と1992年のハビタット指令 (Habitat Directive) により、野生生物の生息・生育環境を好適な保全状態に維持または復元することを求めており、原則としてEU加盟国はノーネットロス政策を有することになっている。

※ノーネットロス政策：事業による生物多様性への影響を回避、低減、代償を実施し、それでも残る影響を新たな生息場所等を造成することなどにより相殺する政策

2) 環境保全措置の階層性

- ・法令に示されている環境保全措置の検討の優先段階（階層性）を表3に示す。

- ・法とは異なる運用を実施している国がある（例えば、ドイツでは、法的には回避と最小化、相殺と代替は同等の段階で検討を行えば良いが、実際には回避→最小化→相殺→代替の順に検討することを許認可担当局が求めている。米国では、代償の種類はイン・カインドがどうしても無理な場合には、アウト・オブ・カインドの代償措置も実施している）。
- ・実際に回避を実施しているかどうかは、事業計画を検討する段階で回避した計画案が挙がってくるため判断できない（米国）。

表3 諸外国における環境保全措置の階層構造との比較

国名	環境保全措置の階層段階			
	イン・カインド		アウト・オブ・カインド	
	オン・サイト	オフ・サイト	オン・サイト	オフ・サイト
ドイツ	回避・最小化		相殺・	代替
オーストラリア	回避・最小化		代償	オフセット
米国	回避・最小化	修復	軽減/消失	代償
ニュージーランド RMA 2010プログラム	回避	回避・最小化	回復	代替
オランダ	可能な調整			代償
日本	回避・低減			代償

注：「・」は、法的な優先順位としては同等であることを示す。

### 3) 代償措置の定量的評価手法

各国とも、おおむね面積×質の違いによる重みによって定量的に失われる対象と代償措置によって補う対象を比較し、ノーネットロスあるいはネットゲインになるように代償措置を実施している。ただし重み付係数その他の計算方法は各国で異なる。

- ・ドイツでは定性的な評価が重視されつつある（質の違いに対する重みの根拠が行政裁判で問われ、結果敗訴することが多いため）。

※ネットゲイン：事業による生物多様性への影響をノー・ネット・ロスするだけでなく、相殺以上により広い生息場所等を造成する等、同等よりも大きい代償措置を実施すること

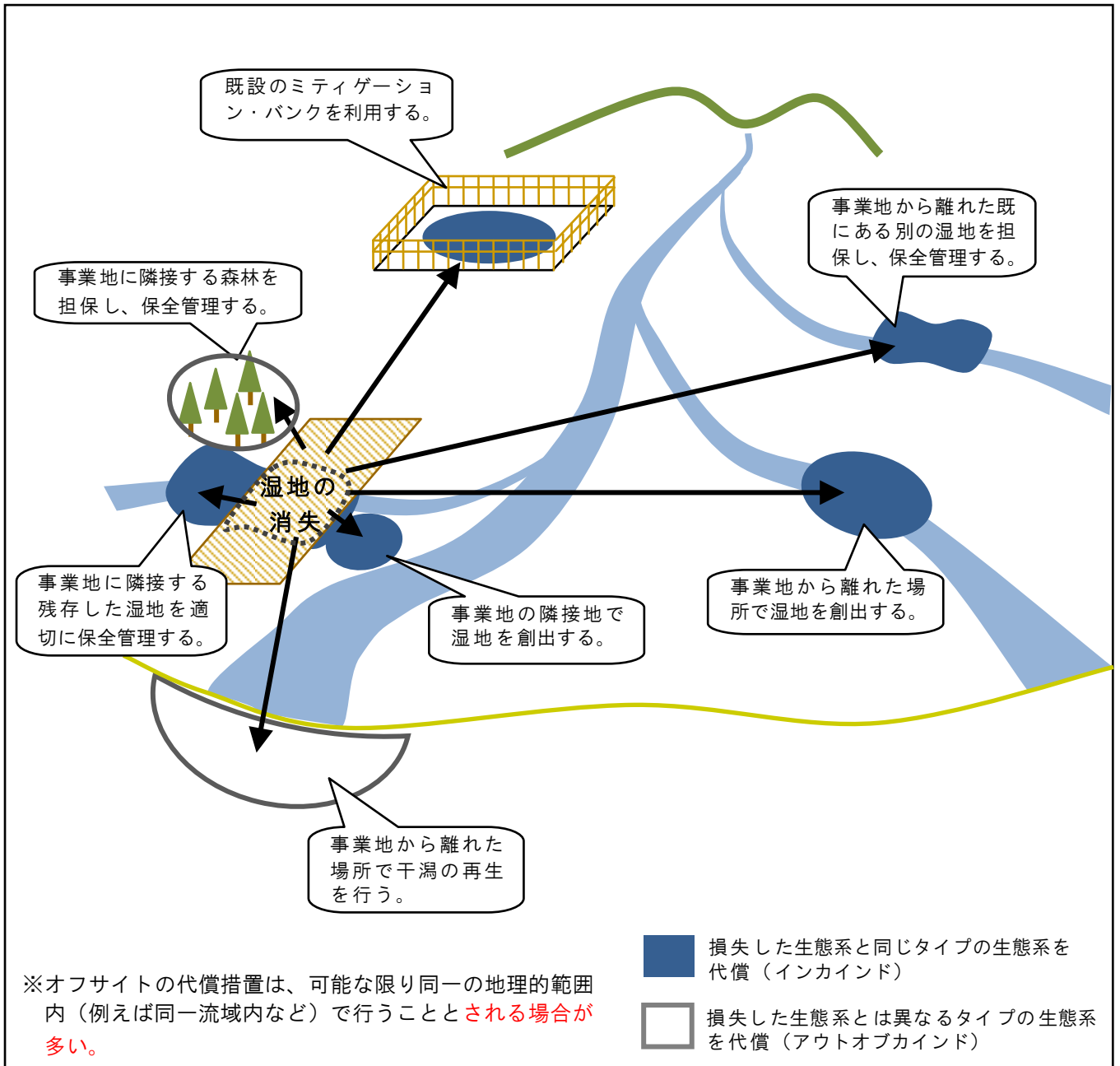
### 4) 代償措置のタイプ

- ・各国とも、基本的にはイン・カインド、オン・サイトで実施している。
- ・オランダでは、事業実施区域隣接地等にまとまった代償用地が取得できず、細切れになっていることが問題視されている。

### 5) その他

- ・法的な実施のほかに、企業などの事業者が自主的な代償措置を促進する動きが、国土面積の小さい英国、オランダで見られる。
- ・韓国・中国では代償措置は制度として規定されていない。ただし、韓国については自然環境に及ぼす影響が顕著である事業の実施者から“生態系保全協力金”を徴収し、代替自然の造成、生態系の復元等の事業を支援するという制度がある。これに類似した In-Lieu-Fee プログラムが米国で運用されている。

図1 各国で実施している様々な代償措置のイメージ



## (2) 代償措置の事例

既往文献、海外調査により環境影響評価の中で実施された代償措置の事例を表4に示す。

欧米諸国では基本的にはオン・サイト、イン・カインドな代償措置を実施している（表4）。

表4 欧米諸国の環境影響評価における代償措置の事例

事例1	<p>【事業名】アメリカ フロリダキーズ水質改善プログラム</p> <p>【事業概要】不適切に処理された排水や雨水がフロリダキーズ連邦海洋保護区へ排出されることによる水質悪化を緩和するための事業</p> <p>【代償措置の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施区域に生息する種に必要な生息地の機能を代償するため、事業による消失面積と同じ面積の hardwood hammock（植物）の生育地を回復する。</li> <li>・事業による生息地への影響を防ぐため、建設が行われない約9haを保護し適切な長期的管理を行う。</li> </ul>
事例2	<p>【事業名】アメリカ インターナショナル・ペーパー社による製紙用木材の切り出し（森林開発）</p> <p>【事業概要】将来事業（社有林の開発）のための代償措置。</p> <p>【代償措置の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5,300 エーカー(2,144ha)のホオジロシマアカゲラ（絶滅危惧種）の生息地の保全（オフサイト）。</li> <li>・保全区で営巣木になりうる樹齢70～90年の樹に巣穴を作り、他州の保全区から個体の移殖を実施。</li> <li>・代償措置の計画は米国魚類・野生生物局・環境防衛基金と協議して決定。</li> </ul>
事例3	<p>【事業名】オーストラリア カルーアバイパス建設事業</p> <p>【事業概要】全長9.8km（4車線）の道路建設に伴い、47haの植生改変（うち16haはカルルーア自然保全地域）が生じた。</p> <p>【代償措置の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画地近傍の私有地89haを取得し、カルルーア自然保全地域に設定する。</li> <li>・カルルーア川のマングローブの保護及びカキ礁の保全を行う。</li> <li>・代償措置の内容は、州政府と事業者の協議（Environmental Planning and Assessment Act 1979法に基づく承認条件）によって決定している。</li> </ul>
事例4	<p>【事業名】オーストラリア ヒンゼダム改修事業</p> <p>【事業概要】利水のためダム水位の嵩上げ（93.5mから108.5m）。嵩上げに伴い、延長1700mの水路（最高80mの高さ）の鞍部ダムを建設。その結果、318haの植生が消滅（重要な種、絶滅危惧種、コアラ等の生息地を含む）する可能性が生じた。</p> <p>【代償措置の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オフセット面積を算定するにあたってクィーンズランド州のecoFundを用いて代替地を取得。取得後、州政府又は地方政府に寄付（264ha）</li> <li>・絶滅危惧種の移動及び繁殖（60ha）</li> <li>・事業実施区域の移植及び保全（3ha）</li> <li>・オフセットの内容は、連邦政府及び州政府と事業者の協議によって決定している。</li> </ul>

### 3. 代償措置の検討に係る生物多様性の評価

代償措置の検討にあたっては、消失する環境及び創出・保全される環境に対して定量的な評価を行う場合と定性的な評価を行う場合がある。

定量的な評価手法の利点としては、環境保全措置の目標が定量的に明確化されることから、環境保全措置の内容やその根拠をより具体的に示すことが可能となることが考えられる。また、環境保全措置の検討プロセスが明確に示され、住民等の理解の促進や環境影響評価への参加機会の拡大が期待される。

一方、様々な野生生物について定量的評価モデルを整備する必要があること、定量的評価モデルの精度、地域的汎用性、不確実性等の技術的課題への対応、調査内容の増加や調査期間の延長等、事業者負担の増加に対する懸念、複雑な生態系を簡易な手法で数値化することに対する社会的受容性があるかといった様々な課題がある。

### 4. その他の国際的な動向

#### (1) 「ビジネスと生物多様性オフセットプログラム」(BBOP)

生物多様性に係る国際的な取組のひとつとして、企業や政府、NGOを含む専門家等による国際的パートナーシップ「ビジネスと生物多様性オフセットプログラム」(The Business and Biodiversity Offset Program ; BBOP) がある。

BBOP は、生物多様性に著しい影響を与える活動において、将来、生物多様性オフセットが一般的に考慮されるようになることを期待して、2004 年より活動を開始し、生物多様性オフセットに関するガイドラインや実施ハンドブックの作成、パイロットプロジェクトや優良事例の普及等の活動を行っている。

#### (2) TEEB

TEEB (The Economics of Ecosystems and Biodiversity : 生物多様性の経済学) の報告書 (2010 年 10 月に統合報告書が公表された。) においては、生物多様性、生態系サービスの重要性に対する認識を具体的に政策に展開する方法の例として、生態系サービスへの支払い (PES)、認証・ラベリングのほか、生物多様性オフセットが挙げられている。

### (3) 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)に関連する動向

平成22年10月に名古屋で開催された同条約第10回締約国会議において、生物多様性に関する2011年以降の新たな世界目標である「戦略計画2011-2020(愛知目標)」及び「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(ABS)に関する名古屋議定書」をはじめとする47もの決定を採択した。

### (4) その他

ラムサール条約でも湿地の復元ガイドラインで、「湿地機能に与える事業の影響回避又は代償」が明記されている。またIUCNやWWFなどの国際的なNGOでは事業影響の回避が原則であり、回避しきれない場合にオフセットを行うものとしている。

### 参考資料

- ・平成22年度代償措置に関する評価手法等調査業務報告書
- ・赤松宏典・田中章(2005) 戦略的ミティゲーションの提言—戦略的環境アセスメントにおける考察—、環境アセスメント学会2005年度研究発表会要旨集.
- ・Slootweg, R., Rajvanshi, A., Mathur, V. and Kolhoff, A. (2010) Biodiversity environmental assessment. Cambridge Univ. Press.



諸国における環境影響評価制度、代償措置制度の概要

区分	対象国	ドイツ	オーストラリア	米国	フランス
EIA及びSEA	根拠法令等 ・名称 ・EIA対象事業特定の有無等 ・備考(ガイドラインの有無等)	・連邦環境影響評価法(UVPG法) ・法の添付1のリストで対象事業を特定 ・ガイドラインの作成は法で定められている。	・環境保護及び生物多様性保全法(EPBC法) ・対象となる事業や規模は定めておらず、大臣が環境影響評価の実施を判断。	・国家環境政策法(NEPA) ・連邦政府機関の実施する行為について原則適用される。影響が小さいとされる行為リスト(類型除外リスト)に掲載されている場合は環境アセスメントは不要。 ・環境諮問委員会 CEQ 規則(1978)	・環境法典(the Environmental Code) ・事業費 190 万ユーロ以上の事業を対象
	対象とする環境要素(生物多様性分野のみ)	・動物、植物、生態系	・national environmental significance(国家の環境上の重要対象)である国際合意の下で保護された渡り鳥等	・CEQ 規則に記載はなく、慣行的に実施	・重要な動物、植物、自然環境保護区域
代償措置	生物多様性分野の代償措置の根拠法令等	・連邦自然保護法BNatSchG法 ・許認可が必要な行為すべてに対して、環境保全措置(回避、低減、相殺、代替)を実施	・EPBC法 ・重大な影響に対して環境保全措置を実施	・水質浄化法(CWA) ・絶滅危惧種保護法(ESA)	・環境法典(the Environmental Code) ・森林法典(The Forest Code)では、生態的、社会的な重要度に応じて伐採面積の1~5倍の植林を行わなければならない。 ・その他
	生物多様性オフセット実施の考え方の概要	・事業による生態系等への著しい侵害の①回避、②代償(相殺と代替を含む)、③金銭の支払い(補償金)を規制する侵害規則が定められている。 ・代償措置を検討する事業は、許認可の必要な土地の改変や建築物の設置の行為により自然環境を侵害するすべての場合が対象となる。 ・侵害種類のリストがないため、侵害の有無は許認可官庁の判断による。	・まず①回避(avoid)影響程度を減らすための措置(オンサイトで実行)を検討 ②代償(mitigation)avoidの後に、影響程度を減らすための措置(オンサイトで実行) ③オフセット(offset) オフサイトで実行し、回避、代償(mitigation)によって十分に減らせなかった影響を代償する。	・CWAでは、まず①回避、②修復、③軽減/消失、残る影響を④イン・カインドで代償する。 ・絶滅危惧種保護法では、代償措置(オフセット)は必須ではなく、代償措置は保全対策の1種となる。なお、重要性の高い等の野生生物の生息地は、インカインドでノー・ネット・ロスすることを「目標」とすることが規定されている。	・環境法典にオフセットの定義がより明確な環境責任指令を統合した(損害が発生しないように予防的措置をとらなければならない。当局は事業者に必要な予防又は回復措置を要求することができ、事業者は損害を回復するか、あるいは回復コストを負担する義務を負う)。 ・オフサイト(ex-situ)よりオンサイト(in-situ)が好ましい。
	Banking 制度の有無	あり	あり	あり	あり(2008年からパイロット事業を実施)
代償措置事例	事業種 代償措置の概要	採鉱事業 ・採鉱範囲の拡張に伴い消失する池沼群への影響を代償するため、Spree川氾濫源20kmの自然再生等を実施	道路事業 ・バイパス建設による影響をオフセットするため、計画地近傍の土地83haを自然保全地域として設定	土砂処分事業 土砂処分により消失する湿地の代償として、元の湿地よりも面積の広い湿地を造成した(ネット・ゲイン)	ガス・パイプライン事業 直径500mm、長さ3.2kmの配管工事に伴う植物種(保護指定)の破壊に対し、所有地を一部(13ha)保全するとともに、15haの土地を別途購入・保全。
主要な特徴、課題等		・行政裁判では、定量的な手法では代償措置の計算における根拠が問われ、負けることが多いため、定性的な口頭議論手法に傾きつつある。 ・モニタリングが不十分な場合が多い ・金銭補償による金銭が他用途に用いられることがある。	・州で規定されなければ、オフセットの対象はnational environmental significanceのみ	・州で規定されなければ、オフセットの対象は湿地と重要種のみ ・金銭補償による金銭が他用途に用いられることがある。	・地域の自然保護区管理者と10年間の契約のもと保護指定地として管理するが、その後は自然保護区管理者へ譲渡予定。 ・代償措置計画内容は環境影響評価報告書に記述されるが、実行に関する確認は特に行われない。

区分	対象国	オランダ	カナダ	イングランド	イタリア
EIA及びSEA	根拠法令等 ・名称 ・EIA対象事業特定の有無等 ・備考(ガイドラインの有無等)	・環境管理法(EMA) ・付属書Cに記載されている事業(評価対象)及び付属書Dに記載されている事業が対象となる(規模によりスクリーニング)。	・カナダ環境アセスメント法(Canadian Environmental Assessment Act:CEAA)2005年施行 ・Guide on Biodiversity and Environmental Assessment(1996) ・政策、計画、プログラムに関する環境アセスメントの閣議指令 ・Guidelines for Implementing the Cabinet Directive on the Environmental Assessment of Policy, Plan and Program Proposals	・都市農村計画法(Town and Country Planning Act:TCPA)が基本 ・European Community Actにより、規則で対応可能(新たなEIA法を策定していない) ・農業・水産業、採掘産業、エネルギー産業、金属加工業等 ・Department for Communities and Local Government(2006)「Environmental impact assessment: guide to procedures」	・Decree 3 April 2006, n.152 イタリアの環境法とEU法を一致させるべく、改正した法律である。the Section 2に、SEA(VAS)とEIA(VIA)の手続きが示されている。 ・Decree 16 January 2008, n.4 持続可能な開発、予防、汚染者負担、EUの補完性原理及び環境情報へのアクセス等の原則を追加し、改正した。
	対象とする環境要素(生物多様性分野のみ)	・動物、植物、自然	魚類・湿地(詳細を調査中)	(調査中)	動物、植物、生態系
代償措置	生物多様性分野の代償措置の根拠法令等	・EMA(可能な調整を実施し、それでも残る負の影響は代償しなければならないとあるが、明確な階層に対する考え方は示されていない) ・オランダ自然保護法(NatuurbeschermingswetNB-wet) ・動植物相法(FF-wet) ・森林法(Boswet) ・the Law on Spatial Planning の”the Spatial Planning Memorandum”(”Nota Ruimte”)	・漁業法(Fisheries Act 1986) ・実務者向けのガイドライン(2002) ・2006~2009年の間で、年間1800ha程度の代償措置を実施 ・Income Tax Act (Ecological Gift Program) ・Canada’s Environmental Damages Fund (EDF)	・Natural Environment and Rural Communities(NERC) Act(2006) (同法第40条で”Biodiversity Duty”として、地方行政、開発事業者は生物多様性保全を考慮しなければならないとされているが、定義が明確ではなく、また義務ではないことから、実効性がなかった。そこで、あらたなプログラムを立ち上げ、2011~2014年まで試験的に実施中)	・Decree 12 April 2006, n. 163 ・Decree 13 May 2011, n. 70
	生物多様性オフセット実施の考え方の概要	・イン・カインド、オンサイトが基本 ・Natura2000(EU Directive)は自然保護法の中で国内法化されており、Natura2000の指定地域では、事業実施前にイン・カインド、オン・サイトの代償措置を必ず実施しなければならない。	・Fish habitat(HADD) compensation ではノバスコシア、ケベック等、州レベルで展開 ・ケベックには25のバンクがリストアップされ、カナダ全域では43。	・Humber estuaryに25haのバンクを環境省が設定/政府が2011~2014年まで試験的に実施 ・The Environment Bank,Ltd.が存在する。	・オフセット及び環境保全措置は、総事業費の2%以上講じる必要がある。
	Banking 制度の有無	なし	あり	あり	(調査中)
代償措置事例	事業種 代償措置の概要	港湾事業 ・2,000haの埋立事業に対し、隣接地の25,000haの自然環境保全地の保全対策を強化 ・交通量増加による影響の代償として35haの砂丘を造成	(調査中) (調査中)	水処理施設建設事業 開発によりEUのハビタット指令により保護対象とされているイモリの1種生息地の破壊に伴い、オンサイトで代償地を設置	道路事業 バイパス道路の建設にともない、土地利用の見直しを行い、バイパス、Brenta川、Dese川沿いの30kmに渡って公園を整備した。
主要な特徴、課題等		・代償地の利用可能な土地が少ない、一方で、イン・カインド、オンサイトの代償が求められていることから、代償地が細くなる等、十分な代償がなされないことも多い。 ・複数の法律が関連する場合、NB-wet→FF-wet→Boswetの順に代償措置を検討。煩雑であり、時間がかかることから、数年後に法改正予定。	・CEAAとして代償措置が行われるのではなく、代償措置を規定したFisheries Act 35(2)の承認を得るにはCEAAが必要 ・HADDのノーネットロスという政策目標は達成されていないとのこと(DFO2011) ・103事例のうちNNL達成は64%		

区分	対象国	ニュージーランド	韓国	中国
EIA及びSEA	根拠法令等 ・名称 ・EIA 対象事業特定の有無等 ・備考(ガイドラインの有無等)	・資源管理法(RMA) ・対象事業は設定せず、「影響原則の導入」により、環境に影響を与える行為を6つに区分、判断している。	・環境政策基本法(：事前環境性検討(＝戦略的環境影響評価)制度) ・環境影響評価法(：環境影響評価制度) (対象事業は18分野、74事業) ⇒環境影響評価法 全部改正法律(2011.7.21 公表) ・戦略的環境影響評価の対象は18計画(第2章第9条) ・環境影響評価の対象は18事業(第3章第22条)  ・”環境影響評価書作成等に関する規定”が2009年に改正された。	・中華人民共和国環境影響評価法, 2003(EIA 法) (EIA と SEA が統合されている) ・中華人民共和国環境保護法, 1989 ・海洋環境保護法(1999年改正、第28、43、47条) ・風力発電、パイプライン設置も含め、固定資産投資に関する建設事業全てが何らかのEIAの対象となる。建設事業はEIA法により影響の大きさにより3種類に分類される。 ・緑化のような自然再生事業も環境の変化に敏感な地区で実施する場合は、EIAの対象となる。
	対象とする環境要素 (生物多様性分野のみ)	・すべての形態の動植物(移入種も含む)	動・植物、自然環境	環境保護法第二条の環境の定義による(大気・水・海洋・土地・鉱物・森林・草原・野生動物・自然遺跡・人文遺跡・自然保護区・景勝地・都市と農村等自然的要素)
代償措置	生物多様性分野の代償措置の根拠法令等	・RMA、 ・保全法(Conservation Act) ・CDRP Biodiversity Offsets Programme	・代償措置に関する法令等はないが、生物多様性保全及び利用に関する法律(制定案2010.7.1:第2章第16条)に生態系等の復元についての記載があるほか、“生態系保全協力金”が自然環境保全法(第46～50条)に、その算定のための“地域係数”が国土の計画及び利用に関する法律に規定されている。	・代償措置に関する法令等はない。 ・保全措置については、「予測された汚染と生態破壊を防止」するため、「各種工事措置・生物学的措置・管理措置」が必要とされているが、措置の内容に関する規定等は不明。
	生物多様性オフセット実施の考え方の概要	・RMA では、回避(avoid)、救済(remedy)、あるいは代償(mitigate)とあり、措置の階層に対する考え方は示されていない。 ・2010年に公表された CDRP Biodiversity Offsets Programme では、まず、回避、次に最小化(minimize)、次に復元(restoration)最後にどうしても残る影響を代償(offset)することを示している。	生態系保全協力金： ・自然環境または生態系に及ぼす影響が顕著である或いは生物多様性の現象を招く事業をする者から、“生態系保全協力金”を徴収し、代替自然の造成、生態系の復元等、生態系保全及び復元事業を支援。 賦課対象： ・環境影響評価対象事業、一定面積以上の露天探鉱・採掘事業、事前環境性検討対象開発事業 算定方式： 賦課金を生態系毀損面積×賦課金額×地域係数で求める。 用途： ・全額環境改善特別会計予算とし、交付金及び返還金として支出。	・オフセットは制度として実施されていない。
	Banking 制度の有無	あり	なし	なし
代償措置事例	事業種	(調査中)	(調査中)	EIA 制度で代償を実施した事例については不明
	代償措置の概要	(調査中)	・生態系保全協力金 返還事業ガイドライン(2010.3)に事例が掲載されている。	—
主要な特徴、課題等			新聞報道等によると、生態系保全協力金について以下のような課題等が指摘されている。 ・協力金を支払わない開発事業者が少なくない。 ・生態系の毀損面積を過小評価している事例があるほか、賦課と徴収状況に差がある。 ・生態系の復元事業がソウル市などに偏り、影響を受けた地域に還元されていない。 ・システムの改善が必要。	・「生態環境補償」という名称でおこなわれる自然保護、森林保護、過去に改変された場所の再生(植林等)の事例は多い。しかし、環境影響評価制度との関係は明確にされていない。 ・生態環境補償の条例化が現在検討されている。

